



電気用品安全法施行規則－第 17 条【表示の方式】について

電気用品安全法においては、電気用品が当該技術基準を適合する場合、施行規則によって表示をすることができる（第 10 条）。

このうち、電気用品安全法施行規則の第 17 条【表示の方式】及び同規則の別表第五【電気用品の表示の方法】のうち別表第六【特定電気用品に表示する記号】に定める「電線、ヒューズ、配線器具等の部品部材」を対象とし、電気用品名（政令品名又は省令品名）を基礎とし、JEMA 取扱製品における  と <PS>E の表示の考え方を添付資料にそれぞれ示す。

なお、別表第七【特定電気用品以外の電気用品に表示する記号】に定める「電線、ヒューズ、配線器具等の部品部材」に対する  と (PS) E の表示についても同様の扱いとする。

別表第六



「電線、ヒューズ、配線器具等の部品部材であつて構造上表示スペースを確保することが困難なものにあつては、本記号に代えて<PS>E とすることができる。」

別表第七



「電線、電線管類及びその附属品、ヒューズ、配線器具等の部品部材であつて構造上表示スペースを確保することが困難なものにあつては、本記号に代えて (PS) E とすることができる。」

添付 1 温度ヒューズ、つめ付ヒューズ、包装ヒューズ類（管形ヒューズ、その他の包装ヒューズ）
包装ヒューズ類（筒形ヒューズ、栓形ヒューズ）

添付 2 配線用遮断器、漏電遮断器

注記 下線付きは、特定電気用品以外の電気用品。

以上

問合せ先

(社)日本電機工業会 技術部 (谷部, 小西, 大和久)

TEL. 03-3556-5884 FAX. 03-3556-5892

* メールフォームでのお問い合わせはこちら